

静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 学校いじめ防止基本方針

平成27年4月 作成

令和5年4月 改定

令和8年9月 改定

1 基本的事項

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- 「心身の苦痛を感じているもの」という要件を、限定的に解釈しない。
 - ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
 - ・ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- いじめの認知は、特定の教職員だけではなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」（本校では「学校いじめ防止等対策委員会」）を活用して行う。
- 具体的な「いじめの態様」は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ◇金品をたかられる
 - ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等
- いじめの中には、警察と連携・対応をとることが必要な場合がある。
 - ・「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められるもの。
 - ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるもの。

(2) いじめ防止等に対する基本的な考え方

- 本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応（以下「いじめ防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めた

ものである。

○いじめ防止等の対策は、次の基本理念に基づいて推進する。

- ◇生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◇生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◇学校、家庭、地域住民、関係機関その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

(静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より)

- いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。全ての教職員が「いじめは決して許されない」という認識を共有する。
- いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉え、法の定義に則り積極的に認知を進める。いじめを隠したり軽視したりすることなく、疑いの段階から組織で対応する。
- 本校の生徒は、障害の状況や特性、これまでの経験が一人一人異なる。障害の状況や実態、背景にある問題等に配慮しながら、適切な支援・指導に努める。
- いじめ防止等は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、「学校いじめ防止等対策委員会」を中核として、学校が組織として対応する。
- いじめの問題は学校だけで解決できるものではない。家庭、地域、関係機関と連携し、社会全体で生徒を見守る体制をつくる。

(3) いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるもの。
- 「暴力を伴わないいじめ」（いやがらせやいじわる等）は、多くの生徒が被害にも加害にもなりうるもの。
- 「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、複数のものから集中して行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- 南の丘の生徒については、特に以下のことに留意する必要がある。

友達との関わりにおいて「嫌な経験をしたことがある」という生徒も少なからずいる。他者からは小さなことに見える事柄でも、以前経験したことを思いだして、つらいと感じるケースが多いということを理解しておかなければならない。また、障害特性から、大きな声で話されると「叱られた」と感じることや、感覚過敏があるために少し触れたときに「叩かれた」と感じることもあるので、その事案があったときの状況や経緯を丁寧にとらえていくことが必要である。

(4) 学校いじめ防止基本方針の公表・見直し

- 本基本方針は、学校ホームページで公表するとともに、教職員、保護者に周知する。
- 教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜、基本方針の見直しを検討する。

2 いじめへの対策と取り組み

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには以下の点が重要かつ必要である。

- 「全ての生徒」を対象としたいじめの未然防止
- 「心の通う対人関係」を構築できる社会性のある大人へと育むこと
- 「いじめを生まない土壌」をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組

重要事項	教育活動全体を通じ取り組む内容
全ての生徒を対象としたいじめの未然防止	○全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。 ○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。 ○全ての生徒が「安心」でき、「自己有用感」や「充実感」を感じられる学校生活をつくる。
心の通う人間関係を構築する能力の育成	○生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育む。
いじめを生まない学校風土の醸成	○いじめの問題への取組の重要性について地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。 ○人権研修などにより人権感覚を高め、人権を尊重した適切な支援・指導を行う。

○いじめ防止等のための教職員研修の実施（教職員への理解促進）

- ・人権研修等の校内研修を毎年実施し、教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめの防止等に関する理解促進と資質向上を図る。
- ・学校いじめ防止等対策委員会や職員会議、研修等を通じて、いじめの認知や対応について教職員の共通理解を図る場を設ける。

(2) いじめの早期発見

いじめの「早期発見」は、いじめへの「迅速な対処」の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。早期発見のために、以下の4つに留意する。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・生徒用アンケートの実施（学年主任・学部主事による聞き取りという方法も含む）

- ・保護者からの電話相談窓口の周知（我が子・友達）
 - ・教職員が気になる事案を発見した場合のシステムチックな情報収集
- 地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

【いじめの未然防止と早期発見のための年間計画】

月	生徒	保護者・地域	教職員
4	・きまり初期指導 ・ネット安心講座	・学部懇談会	・学校いじめ基本方針の策定と周知 ・人権教育オリエンテーション
5		・2.3年個別面談	
6		・1年個別面談	・学校いじめ防止等対策委員会
7		・2.3年進路面談 ・電話相談窓口の案内	
8			・人権研修
9	・いじめ予防授業（スクールロイヤー活用）		・学校いじめ防止等対策委員会
10	・いじめアンケート及び聞き取り	・個別面談	
11		・1.2年進路面談	・学校いじめ防止等対策委員会
12		・電話相談窓口の案内	
1			
2		・個別面談	・学校いじめ防止等対策委員会
3		・電話相談窓口の案内	
通年	・スクールカウンセラー ・道徳教育		

(3) いじめ防止のための組織と連携

「いじめ防止対策推進法」の第22条にもとづき、「いじめ防止等の対策のための組織」を下記のとおり設置する。また、学校による指導が十分に効果を得られない場合は、外部の人材、家庭・地域及び関係機関との連携も行っていく。

① 組織

○目的

- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する。
- ・いじめに関する情報の共有、発生時の対策、未然防止の取組について組織

的に検討・対応し、必要な指導や支援を行う。

○構成

委員会名	構成員
学校いじめ防止等対策委員会	校長、副校長（または教頭）、部主事、指導課長、教務課長、学年主任、当該生徒担任、養護教諭
外部の人材との連携	学校運営協議会委員、スクールカウンセラー
家庭・地域との連携	P T A会長、副会長、理事
関係機関との連携	必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関、法務局と連携する。

※「学校いじめ防止等対策委員会」は、いじめに関する相談・通報の窓口である。
生徒、保護者、教職員からのいじめに関する相談や通報は、同委員会が受け付け、組織的に対応する。このことを生徒や保護者に周知する。

○委員会の開催

- ・定例…4月（年間計画の確認、前年度の事案とその後の状況の確認）、6月・9月・11月・2月（認知した事案と経過の共有、取組の評価）
- ・臨時…いじめの疑いのある事案を把握したとき、重大事態が発生したときなど、必要に応じて校長が随時招集する。

② 連携

○外部の人材との連携

いじめという事案に対して、学校が一面的に捉えたり、対処したりすることのないよう、外部の有識者（学校運営協議会委員）を活用し、意見聴取を行う。

○家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭と連携する。具体的には、P T A理事会等を活用し地域、家庭と連携した対策を推進する。また、「より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止める」ことができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

○関係機関との連携

学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携する。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者との情報確認の場を持つなど、情報共有体制を構築しておく。

- ・教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。
- ・法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ周知する。

(4) 相談窓口

いじめに関する生徒、保護者、外部者の相談・通報は、担任、学年主任、学部主事、学校いじめ防止等対策委員会のほか、次の窓口でも受け付ける。

① 南の丘分校の相談窓口(ハラスメント相談窓口)

いじめやハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名している。

○相談員

副校長、部主事、養護教諭

○相談内容（例）

- ・生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・生徒の対人関係（いじめ・不登校等）

等

② 静岡県教育委員会の通報窓口(教育総務課勤務条件・監察班)

○電話：0120-793-242

○E-mail：kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

○文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育総務課勤務条件・監察班宛

※匿名による通報も可能である。

③ 学校以外の相談窓口

法務局など、学校以外の相談窓口についても、電話相談窓口の案内等を通じて生徒や保護者へ周知する。

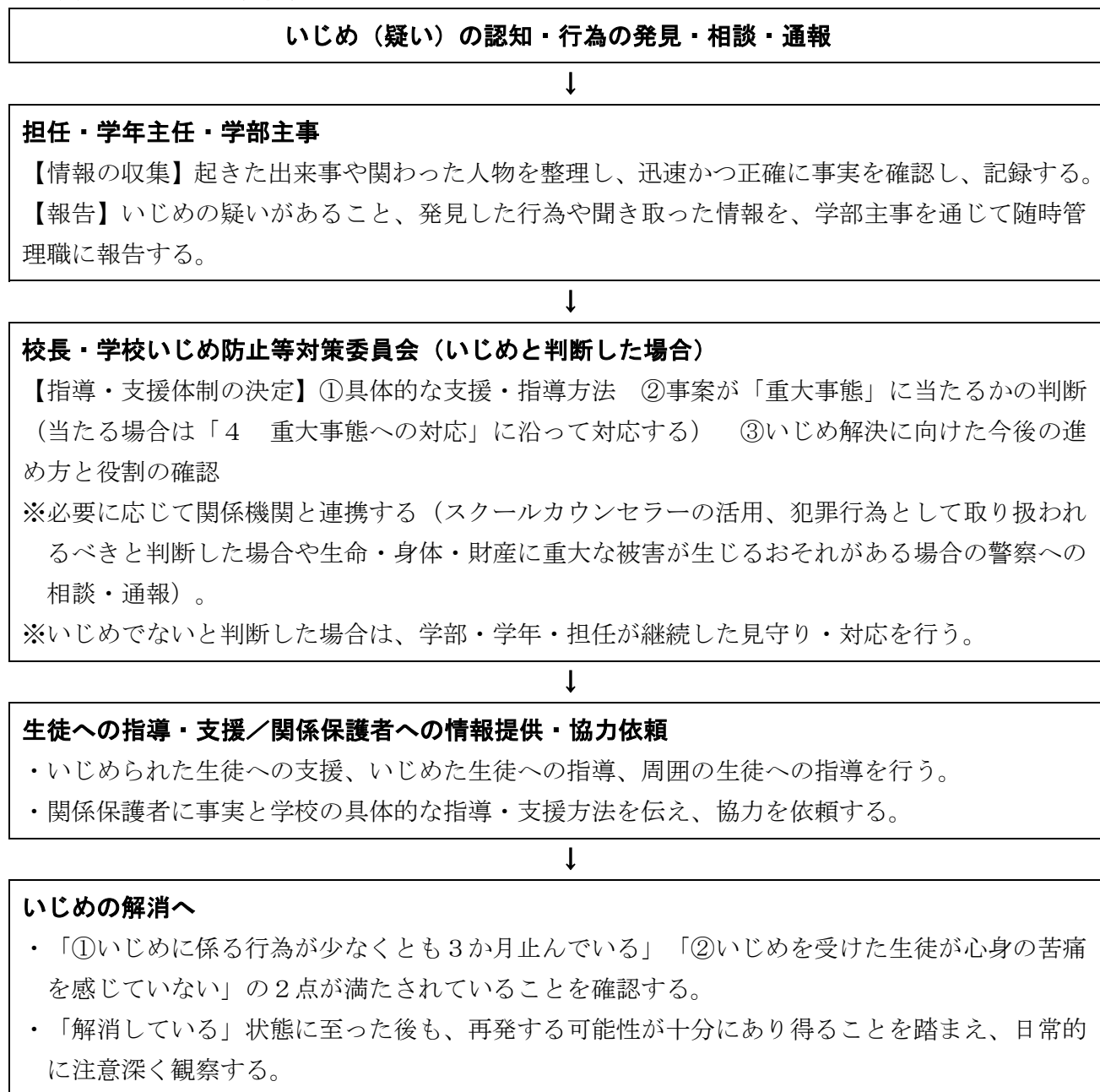
○主な相談窓口（一例）

- ・静岡市子ども青少年相談センター 0120-783-370
- ・NPO法人静岡いのちの電話 054-272-4343
- ・24時間子供SOSダイヤル（文部科学省） 0120-0-78310
- ・静岡市24時間こども若者電話相談 054-254-6811
- ・スクールカウンセラーによる相談（本校での相談日は別途案内する。）

※これらの窓口は、リーフレットの配布や学校ホームページ等により、生徒及び保護者に周知する。

3 いじめへの対応

(1) いじめの早期解決に向けての対応フロー図



(2) いじめの対応方法と具体的手順

① いじめの情報共有の手順と共有すべき内容

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合に、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止等対策委員会への報告を怠ることのないよう、情報共有の手順と共有すべき内容を次のとおり定める。

○情報共有の手順

- ①発見・相談を受けた教職員は、その場で行為を止め、生徒の安全を確保する。
- ②その日のうちに担任及び学年主任へ報告する。
- ③学年主任は学部主事へ、学部主事は管理職へ報告する。緊急性が高い場合は、段

階を経ずに直接管理職へ報告する。

④管理職は「学校いじめ防止等対策委員会」を招集し、組織として事実確認と対応方針の決定を行う（詳細は3(1)の対応フロー図のとおり）。

⑤いじめと判断した事案は、校長が責任をもって学校の設置者（県教育委員会）に報告する。

※いじめかどうか判断がつかない段階でも、必ず報告する。いじめであるか否かの判断は、個々の教職員ではなく委員会が組織として行う。

○共有すべき内容（記録する項目）

- ◇いつ（発生した日時・期間） ◇どこで（場所）
- ◇誰が・誰から（関係した生徒、周囲で見ていた生徒）
- ◇何をされたか／何をしたか（行為の具体的な内容）
- ◇きっかけ・背景（障害特性や過去の経緯を含む）
- ◇被害生徒の心身の状況（本人の訴え、表情や様子の変化）
- ◇発見・相談の経路（誰が、どのように把握したか）
- ◇これまでの対応と今後の対応方針、教職員の役割分担
- ◇保護者への連絡状況（連絡した日時・内容・保護者の意向）

○記録と保管

- ・上記の内容は所定の様式に記録し、学校いじめ防止等対策委員会で共有する。記録は指導課で一括して保管し、学年・学部が替わる際にも引き継ぐ。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

○情報を共有する機会

- ・緊急時…事案を把握した時点で随時（学校いじめ防止等対策委員会の招集）
- ・定期…学校いじめ防止等対策委員会（6月・9月・11月・2月）、職員会議、学部会において、認知した事案とその後の経過を共有する。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

○発見・通報を受けた時

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

○発見・通報を受けた後

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等対策のための組織（学校いじめ防止等対策委員会）」に直ちに報告する。
- ・当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

○所轄警察署への相談や通報

- ・学校や学校の設置者が、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた生徒等への支援

○事実関係の聴取

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を傷つけないよう留意する。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

○保護者への連絡

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去する。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

○支援体制

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、環境の確保を図る。
→必要に応じていじめた生徒を別室において指導する。
→状況に応じて出席停止制度を活用する。

○関係機関との連携

- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・必要に応じて、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症のケアを行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた生徒等への対応

○事実関係の聴取

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

○保護者への連絡

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

○いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、「自分の問題」として捉えさせる。
- 「いじめを止めさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
- 「はやしたてる」など同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに「加担する行為」であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、「被害の拡大」を避けるため、直ちに削除する措置をとる（違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりするようプロバイダに求める）。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地

方法務局の協力を求める。

削除依頼は原則被害者が行うが、委任状などで学校が行う場合もある。削除依頼方法は、「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」のP60「③削除依頼の流れ」を参照

○なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

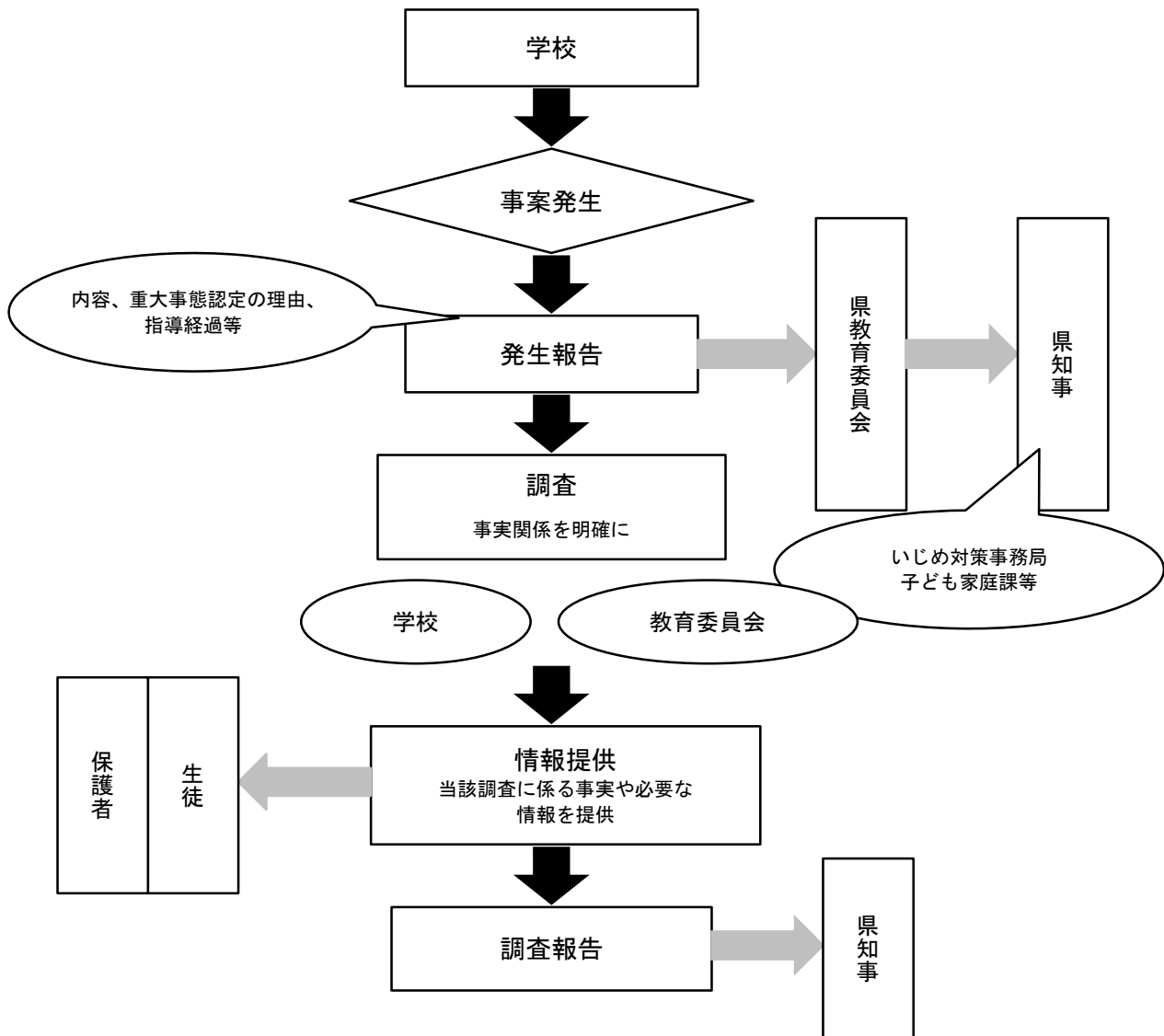
○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑧ いじめの問題を乗り越えた状態

いじめが解消している状態に至った上で、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されうる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態への対応フロー図



※参照：静岡県教育委員会 いじめの重大事態の定義

(2) 重大事態とは

○いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。例えば次のケースが想定される。

- ◇児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な傷害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査）

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- 重大事態の疑いが生じたときは、校長が直ちに学校の設置者（県教育委員会）に発生を報告する。調査の主体や調査組織については県教育委員会と協議し、その指示を受けて速やかに調査に着手する。
- 重大事態への対処に当たっては、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、適切に対応する。

(3) 調査

- 調査を行う組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、「いじめ防止対策推進法」第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。
- 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 学校の設置者・学校の不都合があったとしても事実に向き合う姿勢が重要

A	いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施。
B	いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

(5) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

○調査結果の報告

- ・生徒・保護者への報告
 - 希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- ・再調査と、その結果を踏まえた措置等
 - 再調査は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある。

→再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

(6) 報道への対応

- 情報発信・報道対応については、個人情報保護に配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(7) 欠席が続いた場合の対応（不登校重大事態の未然防止）

明確な理由のない欠席は、生徒からのSOSである可能性がある。教職員一人一人の判断によって対応に差が生じないように、欠席時の対応の基準を次のとおり定める。（病気・入院・家庭の都合など、欠席の理由が明確な場合を除く。）

- 欠席1～3日目…担任が電話連絡等により欠席の理由と家庭での様子を聞き取り、学年主任・学部主事と情報を共有する。
- 欠席3日目…管理職と情報を共有し、家庭訪問や校内面談の是非を判断する。
- 欠席4日目以降…家庭訪問や面談を行い、本人の状況確認と保護者からの情報収集を行う。
- いじめが疑われる場合は、3(1)の対応フロー図に基づいて対応する。いじめの疑いがない場合も、欠席が続くときは随時状況確認を行い、いじめの疑いの余地がないかを確かめる。
- 欠席の原因がいじめと疑われ、年間30日を目安として学校を欠席しているとき、又は一定期間連続して欠席しているときは、不登校重大事態として4(3)以下により対応する。

聞き取りシート

聞き取り日時(令和 年 月 日)・聞き取り、立ち合い教員氏名〈 〉

案件

いつ

【 年 月 日(曜日) 午前 ・ 午後 時 分頃発生】

※学校に連絡が入ったのは、午前・午後 時 分

とこで

※校外の場合は、住宅地図で確認する。

だれが、(だれと、だれに対して)、何をしてどうなった

※どんな方法で、なぜそうしたのか・そうなったのか、その後どうしたのか、その時の気持ちや現時点での気持ちを含めて聞き取る。

※生徒同士のトラブルや複数の生徒が関わっている場合は裏面に関係する生徒の相関図を書いておく。

☐ 聞き取った内容を本人に確認しましたか(チェック)